

令和元年度小金井市介護保険運営協議会
(第1回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)
会議録

と き 令和元年6月13日(木)

ところ 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

令和元年度小金井市介護保険運営協議会
(第1回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)

日 時 令和元年6月13日(木)

場 所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

出席者 <委員>

酒井利高	新井信基	村上邦仁子
井上雅夫	佐野二郎	鈴木治実
玉川弘美	亘理千鶴子	

<保険者>

介護福祉課長	鈴木茂哉
介護保険係長	宮奈勝昭
介護保険係主任	薄根健史
介護保険係主事	吉武祐亮

欠席者 <委員>

なし

傍聴者 1名

議 題

- (1) 総合事業に係る事業所の指定について(報告)
- (2) 市外地域密着型サービス事業所の指定について(報告)
- (3) 市内地域密着型サービス事業所の指定について(報告、審議)
- (4) 地域密着型サービス(通所介護)の指定の制限について(報告)

開 会 午後1時55分

(介護保険係長) 定刻前ですけれども、皆さん、おそろいになりましたので、開会に先立ちまして、事務局より3点事務連絡を申し上げさせていただきます。

まず1点目の関係でございます。会議録の作成に際しまして、事務局によるICレコーダーの録音方式をさせていただいておりますので、ご面倒をおかけしますけれども、ご発言の際に、ご自身のお名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願いいたします。

2点目の関係でございます。会議の傍聴の関係でございます。介護保険運営協議会規則第11条によりまして、協議会及び委員会は公開するとさせていただきます。この規定に基づきまして、傍聴席をご用意させていただいております。

最後、3点目でございます。昨年の全体会におきまして、委員の皆様から自己紹介はさせていただいているところでございますけれども、本専門委員会においては初めてということになりますので、委員の皆様から簡単に自己紹介をしていただければと思います。

(各委員自己紹介)

(介護保険係長) ありがとうございます。

(介護保険係長) 続きまして、事務局の紹介をさせていただきたいと思えます。

(事務局挨拶)

(介護保険係長) 事務連絡は以上でございます。

(介護保険係長) それでは、ただいまより令和元年度介護保険運営協議会第1回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会を開催いたしますが、委員長選出が終了するまでの間、司会進行を引き続き私のほうで行わせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、委員長の選出についてでございます。委員長の選出につきましては、介護保険運営協議会規則第6条第2号の規定に基づきまして、委員の互選により定めることとなっております。選出方法について、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

(介護保険係長) ただいま選出方法につきましては、指名推選によるものとご

意見がございました。指名推選により決定することよろしいでしょうか。

(介護保険係長) それでは、指名推選で行うことといたします。どなたご推薦ございますでしょうか。

(互理委員) 前期も委員長をお務めいただきました酒井委員に、よろしくお願いいたします。

(介護保険係長) ただいま酒井委員を委員長にとのご推薦がございましたが、酒井委員を委員長に選出することにご異議ございませんでしょうか。

(介護保険係長) それでは、酒井委員長にお願いするということにいたします。ここで委員長になられました酒井委員長から簡単にご挨拶をお願いします。

(委員長挨拶)

(介護保険係長) 委員長におかれましては、委員長席のほうにご移動をお願いいたします。

(介護保険係長) それでは、これより進行を委員長と交代させていただきます。酒井委員長、よろしくお願いいたします。

(酒井委員長) 令和に変わりましたので、役所ですから令和元年という言い方で、令和元年の介護保険運営協議会第1回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会を開催します。

それでは、初めに事務局のほうから資料の確認をお願いします。

(介護保険係長) 本日の資料は、次第に記載しましたとおり、事前に郵送させていただきました資料1-1から資料5までの5点でございます。お手元に不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。資料の説明は以上です。

(酒井委員長) それでは、議題に沿って進めさせていただきます。

まず、議題(1)の総合事業に係る事業所の指定についてを議題とします。先ほども自己紹介で初めてこの委員会にご出席されるという方もおられますので、事業者指定について、お分かりになっている方もいらっしゃるかもしれませんが、介護保険が始まってから、その流れの中では、保険者たる基礎自治体が指定事務を行うという流れに変わってきています。特に地域密着型サービスの事業に関しては、地元の基礎自治体が指定を行うというところから、この作業が出てきているわけでございます。資料の説明というこ

とで、特に資料1-1の市基準と現行相当という、この見方というか、捉え方について、まず事務局のほうから基本的なところの説明をお願いいたします。

(介護保険係長) それでは、総合事業に係る事業者の指定についてということでご報告させていただきます。

先ほど、市基準と現行相当のサービスの違いというところと、総合事業のところでございます。

今、皆様のところに介護予防・日常生活支援総合事業というパンフレットをご用意しております。ピンク色のものになりますけれども、小金井市の総合事業は平成28年10月から開始されたものでございまして、間もなく2年8カ月が過ぎるというようなところがございます。基本的には平成28年10月以降に介護認定、更新を迎えた方、あるいは新規で認定申請を行った方で、要支援1、または要支援2の認定を受けた方、もしくは基本チェックリストでサービスが必要と認められた方が利用できるようなサービスということで、パンフレットの3ページ目になるというような形です。

基本的なサービスについてですけれども、4ページ目をご覧くださいと思います。大きく分けて訪問型のサービスと通所型のサービスという形で2種類に分かれるというような形になります。その中で、上にごございます訪問型サービスについてですけれども、こちらが2つございまして、いわゆる現行型サービスと言われているのが、国の基準がございまして、その基準に準じたサービスというような形になります。それから、市基準のサービスというところで、市の独自基準に基づいたサービスということで、この違いは、基本的には自己負担の額とかが、国基準よりも市基準のほうが少し低く設定されているというようなところが特徴でございます。

同じように、通所型サービスも、国基準によるサービスと、市の独自の基準があるというような形でございます。こちらも市基準サービスは、金額的な部分などで緩和された形となっております。簡単ですけれども、総合事業の概要は以上でございます。

その点を踏まえていただきながら、資料の説明をさせていただければと思います。

まず、資料1-1でございます。こちらは先ほど申し上げました訪問型の

サービスでございます。資料１－２につきましては通所型サービスの実施の事業所の一覧ということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、現行相当と市基準のところなんですけれども、表の一番右側の表頭部分にある現行相当、こちらが国基準と言われているものでございまして、平成２７年以前の介護予防の訪問介護や通所介護の基準サービスというような形でございます。平成２７年３月３１日以前に、東京都の訪問介護や通所介護の指定を受けていた事業所につきましては、平成３０年３月３１日まで、総合事業の現行相当サービスの指定を、みなしとして引き続き事業を受けることができるというところがございました。

しかし、平成３０年４月１日以降の事業を継続する場合は、総合事業の指定更新を受ける必要がございまして、各事業所と調整をさせていただきまして、現行相当に関する指定の更新を行いました。こちらの、みなし指定と書かれているところが該当する事業所でございます。

そのほか、表頭部分の市基準のところでございますけれども、こちらは先ほど申し上げましたとおり、従来の訪問介護、通所介護の基準よりも少し緩和したサービスでございまして、市基準サービスを実施する場合は、市が指定を行うこととなります。最新の指定状況は、この資料のとおりでございまして、市内の訪問型サービスの、市基準型サービスは１８件、現行相当サービスは２１件となっております。

また、市内の通所型サービスの市基準は２０件で、現行相当サービスは２２件となっております。今後も引き続き、市基準サービスの利用の拡大に努めていきたいと考えております。報告は以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。

それでは、今の基本的なことも含めて、ご質問とかあればと思いますけれども、いかがでしょうか。

(井上委員) 現状、この市基準と現行相当の利用状況はどういう形になっていきますか。２８年１０月から始まったということですがけれども、あまり市基準が増えていないような印象を持っているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

(介護保険係長) 手持ちの資料が、平成３０年３月の利用の数になってしまいますけれども、まず、訪問型サービスにつきましては、市基準の利用者が

301名で、現行相当の方が103名という形でございます。割合で言いますと74%が市基準、25%強が現行相当割合というような形でございます。それから、通所型サービスにつきましては、市基準が258名、それから、現行相当が223名というところで、割合で言いますと54%ぐらいが市基準の方、46%強の方が現行相当という形の割合でございます。ちょっとデータが古いので恐縮ですけれども、今はもう少し市基準のほうが高くなっているというような形でございます。以上です。

(井上委員) 追加でよろしいですか。

(酒井委員長) どうぞ。

(井上委員) この人たちというのは、基本的に、要支援1、2と、それとチェックリストで上がってきた人たちということですよ。それが現行相当から市基準に変わり切らないというのは、それはどういう理由でしょうか。

(事務局) 同じ要支援の方の中でも、状態像が軽い、やや軽い、重い方がいらっちゃって、比較的介護の度合いが低い方は市基準で促してくださいということで、お願いをしていますけれども、身体介護、特に入浴が必要な方とか、常時見守りが必要な方は、どうしても現行相当になってしまいます。

(井上委員) 市基準に移れないということですね。

(事務局) そうです。身体状況によってということでございます。

(井上委員) そこのところは、要するに介護認定でチェックをしたということではないのですか。介護認定で要支援1、2になったから、要するに、総合事業のほうということではないのでしょうか。

(事務局) 認定が出た方の中でも、さらにその方の状態像によって細かく事情が異なってくるということがございます。

(酒井委員長) あとは、例えばSOMPOケアとか、市基準をやっていない事業所もあるので、その場合、そのままこの事業所に残ってサービスを受けているという方もいらっしゃいます。やはりエリア的な問題とか、例えばそのサービスが気に入っているとかということで。費用は増えるかもしれないけれども、この事業所に残りたいと。そういう方も中には、いらっしゃると思います。

(井上委員) そうすると、実質的には本人の負担も増えるけれども、市の負担も増えているということですか。

(事務局) 公費負担もそのまま増えるということでございます。

(井上委員) そういうことになるわけですね。

(酒井委員長) ということは、全てが市基準に移行していただけるのが一番いいわけですね。

(事務局) もちろんそうでございます。そうやっていただくのが介護保険事業の給付費に関しては一番望ましいところですが、なかなか、現状、指定をとっていただけない事業所さんもいらっしゃるの、難しいところでございます。

(井上委員) なかなかそこは市のほうも苦労していると。

(事務局) はい。

(井上委員) 理想としては、やっぱり全部、市基準に移ってもらおうということを目指しているということですね。

(酒井委員長) これ、見ると、比較的全国展開している大手が指定を取っていないように見受けられます。つまりそれは、その会社の方針として、小金井だから実施しないではなくて、要するに全国的に実施しないということでしょうね。

(井上委員) 総合事業はしませんよと。そういうことというのは、基本的に問題にならないのでしょうか。

(事務局) あくまで、指定をとっていただくという立場でございます。これは各事業者の経営判断で、どうしても難しいと言われれば、市としては強引に指定をさせるということがちょっと難しい状況でございます。引き続き、そういった大きい法人にも個別にお願いすることは、粘り強く継続してやっていきたいと思っております。

(井上委員) 最終的には、やはりそちらへ移行していこうというのが国の思惑でしょうから、ご苦労されているのはわかります。

(鈴木委員) 地域包括支援センターがつくるケアプランに基づいて、現行相当なのか市基準なのかというのが定まってくると思うのですが、その点においては、地域包括支援センターが作成するケアプランというのが大事な要素になってくるかなと思います。その辺について、地域包括支援センターに向けた指導というのか、プランの立て方、ご指導の現状も少し伺えたらと思います。

(事務局) 現行相当と市基準の明確なルールがなかなか出しづらい中で、現状、振り分けをお願いしているというところもございます。市では、今後とも平準化に向けた研修も各事業者向けに行うなど、そういった取組を継続して行っていきたいと考えております。以上です。

(酒井委員長) よろしいでしょうか。なるべく市基準に移行できるようにするよう、いろんな機会を使って、各事業所へ促すようお願いをしたいと思います。

(井上委員) この訪問型サービスの下のところ、近隣でない市町村が入っていますけれども、これはどういうことなのでしょうか。

(事務局) こちらの他市の方につきましては、住民票を移さないまま、他市の、遠方のサービスを利用されているというケースです。そういった場合は、市が指定をしないと利用できないシステムになっております。

(井上委員) そういうことですね。なるほど。住民票を小金井に置いたまま、遠方のサービスを利用しているということですね。わかりました。

(酒井委員長) 特に地域密着型サービスの関係では、記載の4市は隣接をしているから、住まい的にも他市を選んだりというのがありますよね。

(井上委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) それでは、議題(1)はよろしいでしょうか。

(酒井委員長) 次に、議題(2)の市外の地域密着型サービス事業所の指定ということで、事務局より、よろしく申し上げます。

(介護保険係長) それでは、市外の地域密着型サービス事業所の指定について、まず、ご報告する前に、地域密着型サービスにつきまして、少し概要をご説明させていただければと思います。

資料2をご覧ください。まず、地域密着型サービスでございますけれども、平成18年度の介護保険制度の改正に伴いまして導入された制度でございます。事業所の指定に当たっては、導入以前は、先ほど委員長もお話しされましたとおり、都道府県が指定をする権限を有していたところでございます。しかし、認知症の高齢者の増加等を踏まえまして、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住みなれた地域で生活を継続することができるようにする観点から、指定権限が地域の実情に最も身近な保険者でございます市区町村に付与されることとなりました。

小金井市においても、積極的に地域密着型サービスの整備を進めまして、現在、市内には地域密着型サービスのうち、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、それから、看護小規模多機能型居宅介護を指定しているところでございます。

資料2の1ページ目の、地域密着型サービス利用の原則に記載してございますとおり、地域密着型サービスにつきましては、指定権限が市区町村に付与されているため、利用に際しましては一定の制限がございます。地域密着型サービスの本来の趣旨が、住みなれた地域でできる限り継続して介護を受けることである以上、基本的には市内の事業所をご利用いただきまして、また、市内の事業所におかれましては、他市の方の利用は避けるということとなります。

しかしながら、地域密着型サービス利用の例外の欄に記載してございますとおり、市境に住んでいらっしゃる方ですとか、何らかの事情で、市内には住んでいるものの、住民票は市外となっている方もございます。こうした方の中にも、地域密着型サービスを利用したいというニーズがありますので、例外的に市民じゃない方の利用を認めることが必要となります。

先ほど、ご質問いただいたところと重なるところでございます。

このような場合、現状では、利用者の住民票が置かれている地域の市区町村と、事業所の所在する地域の市区町村が、互いに連絡調整を行うことで利用が可能となります。

1ページの下段の①の図で、お示しさせていただいているとおり、A市にお住まいの利用者Qさんが、本来、地域密着型サービスを利用する場合には、A市内に所在するY事業所を使うこととなります。しかし、QさんはB市との市境にお住まいということで、近くのY事業所に通ったり、入所したりするよりは、B市のX事業所を利用したほうが便利な状況となっております。このような場合、A市としては、無理にY事業所を勧めてしまうと、かえって地域密着型サービスの本来の趣旨でありました、住みなれた地域での介護という理念に反してしまうことになりかねません。そこで、このような要望があった場合、Qさんに、X事業所を利用することができるよう、A市とB市とで連絡調整を行います。

2ページ目をご覧ください。上段の②の図でございます。具体的には、Q

さんの要望を受けたA市からB市に対し、その旨を伝えまして、X事業所の利用について同意をしてもらうよう依頼をします。これを受けたB市側は、市内の事業状況等を勘案しまして、特段問題がなければQさんにX事業所を利用していただく同意を行うこととなります。

真ん中の③の図をご覧ください。A市はB市からの同意をもとに、市外の地域密着型サービス事業所であるX事業所を指定します。これをもって初めてQさんのサービス利用が可能になるという仕組みとなっております。

この流れにつきましては、利用希望者個人に対して行うものであるため、利用者一人一人について、個別に指定の合意をとる必要がございます。そのことは、業務上、非常に煩雑になってくることが想定されます。このため、小金井市においては、隣接する7市、武蔵野市、西東京市、三鷹市、調布市、府中市、国分寺市、小平市、この7市との間で、双方の地域密着型通所介護の利用について同意を不要とする協定を締結させていただいております。この協定によりまして、可能な限りスムーズな利用者の受け入れが図られております。

市外の地域密着型サービスの利用の概要の説明は以上でございます。

続きまして、市外地域密着型サービス事業所の指定について、新規に指定を行いましたのでご報告させていただきます。

資料3をご覧ください。定員18名以下の通所介護サービスである地域密着型通所介護につきましては、小金井市民が他市の事業所を利用する場合、小金井市の指定が必要となります。また、介護保険の規定によりまして、地域密着型サービスの指定の有効期間は6年となっております。

資料3の指定更新の関係でございます。今回、資料に記載の指定更新の2つの事業所につきましては、いずれも前回の指定から6年を経過したため、事業所の指定更新の手続を行いました。

まず、ページ数でいきますと、1ページ、2ページ目がファミリーケア府中さくら物語、府中市でございます。それから、3ページから5ページがリハぷらざしき、埼玉県志木市となっております。

先ほどの資料2でご説明させていただきましたとおり、府中市においては利用に係る同意は行っておりませんが、志木市においては利用に係る同意は行っております。いずれも小金井市の被保険者の方が、市外のサービスを利

用する必要が生じたために、市外の事業所の指定を行ったものでございます。

今回の指定に際しまして、書面での審査を行いました。人員基準等の問題は散見されませんでした。

また、事業所所在地の自治体に各事業所の運営状況につきまして問い合わせを行いました。苦情や大きな事故等の問題は特にないということを確認してございます。

続きまして、新規指定の事業の関係でございます。サービス種別につきましては、全て地域密着型通所介護でございます。ページ数につきましては、6ページ、7ページが、おとなりさん。けやき公園、8ページから10ページが、言語生活サポートセンター、11ページから13ページが、文久堂整骨院ケアプレイス、14ページから16ページが、デイサービスアルゴ壱番館、17ページ、18ページが、デイサービスたんぼぼ、19ページから21ページがリハプライド・府中となっております。こちら、先ほど資料2でご説明しましたとおり、小金井市に隣接する市については利用に係る同意は行っておりませんが、杉並区と東久留米市においては利用に係る同意は行っております。いずれも小金井市の被保険者の方が、市外のサービスを利用する必要が生じたために、市外の事業所の指定を行ったものでございます。

今回の指定に際しまして、書面での審査を行いました。人員基準等の問題は散見されませんでした。

また、事業所所在地の自治体に各事業所の運営状況につきまして問い合わせを行いました。苦情や大きな事故等の問題が特にないことを確認してございます。報告は以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。それでは、主に資料2と資料3をベースにして質疑を行っていきたいと思いますけれども、7市に関してはもう協定ができていて、そこについて相互乗り入れは大丈夫であって、ただ相互乗り入れでも相手の保険者側の事情とかあれば難しい場合もありますか。

(介護保険係長) 相手の市の事業所の受け入れ状況等もございますので、場合によってはちょっと難しい場合も出てくる可能性はあります。

(酒井委員長) そうなると、7市に関しては、口頭連絡で済んでいるということでしょうか。それで了解を得た上で、ゴーサインを出すということなの

ですね。

(酒井委員長) 他に何かご質問とか、いかがでしょうか。

(鈴木委員) 新規指定が6事業所ありますが、この新規指定を許可した理由としては、やはり近隣、どちらかといえば、小金井市内よりここに記載の市のほうが近かったという理由がほとんどということで理解してよろしいですか。

(事務局) 今、委員がおっしゃったとおりでございます。ただ1か所、8ページからの言語生活サポートセンター、こちらの事業所は、失語症の機能訓練に特化したデイサービスで、こういったタイプのデイサービスは小金井市にないということで、この方については、どうしても杉並区の事業所を利用されたいということで、そちらのほうを指定させていただきました。以上です。

(酒井委員長) なるほど。この杉並区の言語生活サポートセンターというのは、いわばオンリーワンというか、特化された事業所なわけですね。前にも特化された事業所がありました。他にいかがでしょうか。

(新井委員) 先ほどの資料2のところに、市外を指定する場合は、利用者、この例だとQさんに限った指定となりますと書いてあることを受けて、この指定更新6年たったというのは、同じ人を6年間、ずっと受け入れてきた、そして6年たったから指定を更新するという認識でよろしいでしょうか。

(事務局) お一人だけではなくて、ここであらわれている、おとなりさん。けやき公園に通われている方、1人だけではなくて何人かいらっしゃるケースもありますので、事業所として6年という意味でございます。

(新井委員) ありがとうございます。そうすると、松戸にある、リハぷらざしきというところは、通所介護ですけれども、松戸に小金井市の住民票がある人が6年以上通っているということも考えられますが、そういった場合、住民票としては、小金井市ではないのではないかという疑念があるのですが、その点で、何か指導とかされていますでしょうか。

(事務局) 本来ですと、その様な場合は、おっしゃるとおりで、生活の実態があるところに住民票を移すというのが原則でございますけれども、何らかの事情で住民票を移せない方というのが結構いらっしゃいまして、その関係で、松戸市を指定させて、いわゆる市外利用という形になってしまうのです。

が、そのところまでは、厳密に、我々の立場では指導ができないという状況でございます。

(新井委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) 多分、生活の実態としては志木市のほうにあるけれども、小金井にあるお家の関係とかで移せないとか、いろいろあるのでしょうか。ただ、レアケースのうちはまだいいけれども、そういうケースがいっぱい増えたら、保険者としては、取扱が大変になるかと思いますが、その辺はどうですか。

(事務局) 近年、こういったケースが少しずつ増えていることも事実でございまして、結構指定が大変になっています。

(酒井委員長) 利用者側の利便性にどのぐらい配慮するのかということと、制度の基本姿勢をどこまで維持するのかということとの、その微妙なバランスだと思います。レアケースのうちはそんなに問題にはならないということですね。他にはいかがでしょうか。

(玉川委員) 資料2の3ページの利用開始までの流れのところですけども、こちらは利用者から利用を希望というものを、実際はケアマネジャーが問い合わせをするというような感じでよろしいでしょうかということと、あと、件数的に、月間とかでどれぐらいあるものなのかということをお伺いしたいと思います。

(酒井委員長) 事務局、よろしくをお願いします。

(事務局) 問い合わせはケアマネジャーからになります。このようなケースが先ほど申し上げたとおり、市外利用が最近増えているということも事実でございまして、遠方で、大体月に1件から2件程度、市外利用のお問い合わせをいただいているところでございます。

(酒井委員長) 他にはいかがでしょうか。

(酒井委員長) それでは、議題(2)市外地域密着型サービス事業所の指定に関しては、資料2と3ですけども、了承、確認したこととします。

それでは、続きまして、議題(3)市内地域密着型サービス事業所の指定ということで、事務局のほうからお願いします。

(介護保険係長) それでは、市内地域密着型サービス事業所の指定についてご報告させていただきます。

資料4をご覧ください。まず、指定の更新についてでございます。件数につきましては3件でございます、いずれの事業所も、前回の指定から6年を経過したため、事業所の指定更新の手続を行いました。

1つ目の事業所は、また明日デイホームでございます、ページ数でいきますと、1ページ、2ページ目になります。運営法人はNPO法人地域の寄り合い所また明日でございます。所在地は小金井市貫井南町四丁目14番14号、ヴィレッジ・パル1階でございます。

サービス種別につきましては、認知症対応型通所介護事業所でございます、認知症の方が利用するデイサービスになります。なお、介護予防の指定を受けておりませんので、対象者につきましては、要介護1から5の方になりまして、要支援の介護度の方はご利用いただけない形になってございます。利用定員につきましては、1日12名でございます。

こちらの事業所につきましては、保育施設と高齢者向けの施設を同じフロアで開設しておりまして、日常的に子供と高齢者の交流が活発に行われている、大変珍しい施設でございます。また、高齢者の方が異なる世代と交流することは、認知症予防に大きな効果があるとされておりまして、以前、厚生労働省の担当者の方も視察に来られたというところの施設でございます。

指定更新に際しまして、書面での審査とあわせまして、事務局におきまして、実際の介護現場の状況を把握しまして、あわせて不適切な点については指摘を行い、事業所のサービス向上を図るべく、実地調査を行ってございます。書類審査では、軽微な指摘事項はございましたけれども、既に改善の報告をいただいております、改善が図られてございます。また、実地調査につきましては、運営上、大きな問題もなく、設備基準、また人員基準等の問題もございませんでした。

続きまして、2つ目の事業所でございます。こころデイサービス武蔵小金井でございます。ページ数は3ページ、4ページになります。運営法人は、株式会社アレスで、所在地は小金井市桜町一丁目15番12号で、定員は10名でございます。

こちらの事業所につきましては、2階建ての一軒家を改装しましたデイサービスでございます、家庭的な雰囲気ですサービスが行われていることが特徴で、また、お泊まりのサービスも行ってございます。

指定更新に際しまして、事務局において、書面での審査と現地での実地調査を行いました。書面につきましては、記録関連の一部の書類に記載漏れ等がございましたが、既に改善の報告をいただいております。改善が図られているところでございます。また、実地調査では、運営上、大きな問題もなく、設備基準、人員基準等の問題もございませんでした。

続きまして、3つ目の事業所でございます。こころデイサービス東小金井でございます。資料は5ページ、6ページでございます。運営法人は、先ほどの、こころデイサービス武蔵小金井と同一法人が運営しております。所在地は小金井市東町五丁目24番9号で、定員は10名でございます。

閑静な住宅街にある2階建ての一軒家を改装したデイサービスでございます。先ほどの、こころデイサービス武蔵小金井と同様に、家庭的な雰囲気で行われていることが特徴で、こちらもお泊まりサービスも行ってございます。

指定更新に際しまして、事務局において、書面での審査と現地での実地調査を行ってございます。書面審査につきましては、先ほどの、こころデイサービス武蔵小金井と同じような指摘箇所が散見されましたので、法人全体として共有するよう、改善を図る指導を行わせていただいております。こちらにつきましては、既に改善の報告をいただいております。改善が図られてございます。また、実地調査につきましては、運営上、大きな問題はなく、設備基準、人員基準等の問題もございませんでした。

以上、3つの事業所については、今後、運営を行っていくに当たり、適切な運営が継続できると判断してございまして、指定更新の手続を行いましたので、ご報告させていただきます。以上でございます。

(酒井委員長) まず、指定の3件の更新のほうから、確認していきたいと思えます。どうでしょうか。皆様からのご質問等、あれば。一応、6年前に更新はしているということで、一回、審査はしております。また明日デイホームは、この運営協議会の委員が事業を行っているようですね。

(亘理委員) そうです。

(酒井委員長) 保育所と併設ということで、どのようなものですか。

(亘理委員) 0から2歳までの赤ちゃんたちの保育で、おばあちゃんが赤ちゃんを抱いたりしていらっしゃることもあります。

(酒井委員長) すごく特色がありますね。

(亙理委員) 月1回、子供食堂もなさっているのです、そのお手伝いをさせていただいております。

(酒井委員長) そうですか。亙理委員よくご存じで。

(佐野委員) 同じ介護業界で仕事をさせていただいていますけれども、あまりお泊まりデイ、お泊まりの実態というのがなかなか把握できていないので、そのあたり、ご説明いただけますでしょうか。

(酒井委員長) こころデイサービスですね。2つありますよね。

(事務局) デイサービスを利用して、どうしても泊まりで見てほしいという中で、お泊まりデイサービスがあります。介護保険外のサービスであります。一応、利用にあたっては、別途、契約を結んでおりますけれども、料金はおおむね1泊1,500円程度で、今回のところも1,500円程度で実施していたかと思えます。夜間の運営実態につきまして、今回、実地検査を行いまして、適正な人員を配置しているのかとか、あるいは粗悪な環境ではないかなど、その辺のチェックをしまして、おおむね事業としては適切に行われているところですが、ただ、やはりどうしても夜間の職員の人員の配置について、人が両事業所ともなかなか集まらなくて苦慮されているというお話は伺ったところですが。当然、職員の負担が増えるようになると、事故にもつながりかねないので、職員の負担にならないよう、そこは十分注意するようということで、お話をさせていただきました。以上でございます。

(井上委員) 今のに関連して、2つほどお聞きしたいのですけれども、お泊まりの場合、例えば1人の従業員がいて、定員は何名までとかあるのですか。

(事務局) 通常のデイの定員が10名ですけれども、お泊まり定員は、その半分の5名までとされておりまして、職員は1人という決まりになっております。

(井上委員) 1人ですか。それと、もう一つ、済みません。たしか消防法で、スプリンクラーの設置が義務づけられましたよね。その点はいかがでしょう。

(事務局) スプリンクラーは設置しているということも確認しております。

(井上委員) 例外も何か認められるような防火壁とか、それはどうでしょうか。

(事務局) 防火壁とか、いわゆる避難経路がちゃんと明確に分かれていますか、そういった場合にはスプリンクラーの設置が不要ということを知っています。

(井上委員) そういうのもあるわけですね。なるほど。ありがとうございます。

(酒井委員長) 今回のケースですが、これは制度外のお泊まり事業だけれども、それでもスプリンクラーというのは、届け出か何か、必要なのですか。

(事務局) こちらは、消防法の中でスプリンクラーを宿泊施設は設置しなければならないというルールになっておりまして、保険外の制度ではありますけれども、国が一定、これだけの人員基準、面積基準を満たささいという指針は出しています。それに基づきまして、我々も指導をさせていただいているところでございます。今回の事業所では、建物に後づけではありましたが、天井にパイプが張りめぐらされてあるような感じです。

(酒井委員長) このような保険外サービスが幾つも出てしまうと、小規模多機能型居宅生活介護については、お泊まりと通所と訪問とワンセットの保険サービスで介護保険制度に基づく事業ですけれども、その事業が伸びないという要因の一つになるのではないのでしょうか。そのような問題も考えられます。

(井上委員) もう一ついいですか。

(酒井委員長) どうぞ。

(井上委員) 今との関連で、お泊まりを行う事業所が減ったとかいうことも知っているのですが、実態はいかがですか。

(事務局) 小金井市においては、全く減っていません。消防法でスプリンクラーの設置が義務づけられてから、どこの事業所も設置をして事業を継続しているという状況でございます。

(村上委員) 宿泊サービスを今やられているということで、その場合でも、医療機関とか訪看ステーションと特に連携はないということですが、そのあたりは特に規制等はないのでしょうか。

(事務局) 特に明確な規制はないですが、口頭での指導として、夜間の緊急体制で、そういった医療機関と連携がとれるようにしてくださいというお願いはしているところでございます。以上です。

(酒井委員長)でも、一般的に、夜間の泊まりの職員を確保するのは結構大変なことなので、こういう法定外の事業だと、余計にその人材確保というのは、普通はかなり大変だなというふうに思いますけれども、何とか維持はされているのですね。

この専門委員会の中で、通所系サービスにおいては、このようなお泊まりをセットで行っているという事業所が幾つか散見されますので、その辺は今後もチェックするときに注意をして見ていく必要があると思います。

それでは、指定の更新につきましては、よろしいでしょうか。

(酒井委員長) 次に、新規の指定ということで、お願いいたします。

(介護保険係長) 続きまして、新規指定の事業所の関係についてご説明させていただきます。

資料は7ページから16ページになります。事業所の名称は、グループホームのがわで、所在地は小金井市東町二丁目31番3号で、運営法人は有限会社のがわでございます。7月1日より運営法人を変更するため、新規指定扱いとなりまして、今回、指定の有無についてお諮りするものでございます。

サービス種別は、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございまして、サービスの内容としましては、認知症の高齢者が、共通の食堂や居間、台所などで、できる限り今までと同じような生活を続けることを目標として共同生活を送ります。施設においては、地域社会や家族との交流を積極的に行い、透明性の高い運営に努めることとされてございます。

今回の指定予定のグループホームは、現在、別法人が運営しておりまして、同一建物内にはコミュニティホームのがわという有料老人ホームが併設されてございます。運営法人は変更しますが、現在働いている従業員の方や運営実態についてはこれまでと全く変わらない旨を確認してございます。

指定に際しての運営に関する書類審査におきましては、人員基準等の問題はございませんでした。新たな運営法人である有限会社のがわは、同一敷地内にある有料老人ホームコミュニティホームのがわの運営法人でもあったこともありまして、一定実績がある法人でございます。今回の指定に当たっては、運営基盤もあり、利用者への影響もほとんどないものと、事務局としては考えてございます。説明は以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。いかがでしょうか。小金井市内に

新しくできたのではなくて、運営法人が変更になったということですね。ご質問等ありますか。

(新井委員) 法人変更とありますけれども、例えば、経営が行き詰まったとか、隣のホームと一緒に運営したほうが良いと思って買収したとか、何か理由があると思いますけれども、その理由は何か聞いていますでしょうか。

(介護保険係長) 今回は、併設する有料老人ホームも一緒に、運営法人を有限会社のがわに換えられるということです。医療法人で、国立にある法人で、別の医療系の業務を継続して行っているという話を聞いてございます。

(酒井委員長) どうでしょうか。ご質問、ご意見ありますでしょうか。

(玉川委員) 済みません。基本的なところで、運営規程で、看取り加算などが載っているのですけれども、人員のところ、職種として、看護師とかは特にいないようなのですが、どこか訪問看護とかと連携していれば良いかということなのか、お伺いします。

(酒井委員長) 事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局) グループホームの運営基準で、もともと看護師の配置というのが必置ではないですけれども、ただ、グループホームということで、当然24時間預かっているサービスですので、医療機関との連携というのはしなければいけないということがございます。そのため、医療機関と協定を結んでおりますので、その点については問題ないというふうに考えてございます。以上です。

(酒井委員長) つまり協定を結んでいれば、看取り加算がとれるということですね。

(玉川委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。まるきりの新規ではないということなので、内容的にも、質的にも、従来のものが維持できるであろうということが、事務局のご判断でございました。今の件で、新しく指定についてはよろしいですか。

(酒井委員長) それでは、続きまして、議題の(4)のほうに行きたいと思えます。地域密着型通所介護の指定の制限ということにつきまして、よろしくお願ひいたします。

(介護保険係長) 先ほど資料2においてご説明しましたとおり、地域密着型

サービスは平成18年に導入された制度でございまして、介護保険制度の運用を担う事業所を指定する権限について、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住みなれた地域で生活を継続できるようにする観点から、市区町村が地域の実情に応じて指定を行うよう制度設計されたものでございます。

導入移行、平成28年度には、定員18名以下の小規模の通所介護が東京都指定のサービスから地域密着型サービスへ移行してございます。市区町村に移管された経過としましては、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえまして、地域との連携や運営の透明性の確保、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けていくための地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、市区町村が地域の実情に応じて指定を行う必要が生じたことによるものでございます。

それでは、資料5の1ページの上段をご覧ください。平成30年度の介護保険法の改正におきまして、保険者機能強化のため、地域密着型通所介護の指定に関しまして、指定を拒否する権限が市区町村に付与されました。さらに、市区町村長は、地域密着型サービスの指定について、条件を付すこともできることとなりました。

法改正の経過といたしましては、国において、24時間体制で在宅生活を支える定期巡回、随時対応型訪問介護看護や、通い訪問看護、宿泊サービスを一体的に提供し、在宅サービスを支える看護小規模多機能型居宅介護の拡充を図っているためでございまして、高齢者の在宅生活を手厚く支えるサービスの利用の促進が求められてございます。

1ページの中段の小金井市の現状をご覧ください。①小金井市における小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の状況でございまして、利用者が登録定員の半分に満たない状況となっております。こちら、詳細は2ページでございまして。

続いて、小金井市の現状②をご覧ください。地域密着型通所介護についても、看護小規模多機能型居宅介護と同様に、利用率があまり伸びていない現状がございまして、近年では利用者が集まらなく、休止、廃止した事業所もございまして。また、看護小規模型居宅介護事業所と同様に、市内の地域密着型通所介護の市内被保険者の1人当たりの利用率も50%から60%程度に

とどまっているところでございます。

3ページをご覧ください。少し見づらくて恐縮ですが、こちらは、今年の3月における市内地域密着型通所介護の利用状況につきまして、市内4圏域ごとの利用状況をまとめた表になります。表右側に圏域ごとの稼働率が記載されておりますが、市内の被保険者の利用率は、きた圏域で60%、にし圏域で68%、ひがし圏域で62%、みなみ圏域で54%となっております。若干圏域によってばらつきはございますけれども、市内の被保険者の稼働率はおおむね50%台から60%台となっているところでございます。

1ページにお戻りいただきまして、小金井市の現状③をご覧ください。利用状況が伸びていない地域密着型サービスがある中、小金井市においては、第7期介護保険事業計画におきまして、そのようなサービス利用促進を行うことを目標の一つとして掲げてございます。これら以上の①から③の小金井の現状を鑑みまして、第7期事業計画期間においては、利用の伸びていない地域密着型サービスの利用促進を図り、適正な地域密着型サービスの運営を確保するために、小金井市の地域密着型通所介護の指定は原則行わないことといたします。

ただし、事業所の休止・廃止によりまして、急なニーズの増加が見込まれることですか、地域密着型通所介護の稼働率の改善が見込まれることですか、その他特段の事情で地域密着型サービスの指定が必要になる場合で、こちらの介護保険運営協議会の専門委員会において了承を得ること、これを満たした場合には、例外的に地域密着型通所介護の指定を行うことといたします。

報告は以上でございます。

(酒井委員長)今のは非常に大事な提案だと思いますけれども、地域密着型、いわば過当競争といいますか、ものによってはですね、そういう状況が出てきたので、参入事業所の制限を設けさせてもらうというご提案で、制限するかしないかは市の判断になるわけですが、その辺で、ちょっと皆様のほうからご意見とか。

(新井委員)小金井以外の市、例えば国分寺市とかでも、このような制限をみんなやっているのでしょうか。それとも小金井市特有の問題でしょうか。

(事務局)近隣市で聞き取りを行いまして、この件につきましてはやはり近

隣市も同じような状況でございます。やはり、どうしても地域密着型通所の稼働率が下がっているという中、指定の制限を加えているところは、近隣市でも結構あります。以上でございます。

(井上委員) これだけ通所介護が、稼働率が下がっていると、利用者が減っているということですね。これはどういうところに原因があるのでしょうか。基本的に、要介護者はこれからどんどん増えているはずなのに、それなのに利用者は減っている。どういう原因とお考えになるのでしょうか。

(事務局) 近年、国のほうでは施設サービスを推進しているということもございまして、小金井市でも特別養護老人ホームが建ったのですが、結構そちらのほうに人が流れてしまって、どうしても人が集まらなくて休止してしまった事業所も実際ございました。

(酒井委員長) つまりバックボーンを持っている大きな事業所に人が流れていくということですか。例えば単体で小規模にやっていく事業所は、非常にそこに人が集まらないということですかね。そういう捉え方でよろしいですか。

(井上委員) 確かに私が後見をしている人も、今までデイサービスへ行っていたけれども、特別養護老人ホームに入ったので行かなくなりましたね。そういう理由ですか。特別養護老人ホームだとか、あるいは有料老人ホームなんかも増えていますよね。

(酒井委員長) そうすると、やはり既存の事業者が、非常に経営が厳しいと。特に小規模のところは。確かに、1人、2人、来なくなると大変ですからね。あと、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護が集まらないのは、私は三鷹で1件、去年から事業を始めたところの法人で、幹事をしているのですが、小規模多機能型居宅介護を三鷹で初めて実施したのですが、経営が赤字で変ですよ。1年で利用者が確保できているのは、半分くらいですかね。ほかの事例を見ていると、2年、3年たてば何とかなる可能性があるということで、地域での信頼を構築しないといけない点や在宅サービスの全てをそこにまとめないといけない点があるので、なかなかここに全部お願いしますよというふうにならないようです。そういった部分で、きっちり確保していくのが大変だということです。

そうすると、多分、事業者の方が参入してこられようとするときに、役所

の窓口のところで、こういう形で、今、制限を設けていますよと。どうしてもということであれば、例えばこの委員会なりに諮って、意見を聞いた上で市として判断しますよと、そんな感じの取り組み方になるということですね。やはり事業所は、隙あらばみたいな感じで、どんどん入ってこようとしている。

(事務局) 何件か問い合わせはございます。先ほど申し上げたように、第7期事業計画の期間中は、この方針で進めさせていただきたいということでございます。

(玉川委員) 2ページの小規模多機能型居宅介護と、看護小規模多機能型居宅介護の事業所に関しては、赤字が続いて経営が立ち行かなくなったら閉鎖をしてしまうという可能性もあるのでしょうか。

(酒井委員長) いかがでしょうか。

(介護保険係長) 運営法人の形態にもよるかもしれないと思っております、例えば株式会社が運営しているようなところだと、やっぱり結構シビアに見られる可能性がありまして、ここで言うと日生小規模多機能ホームが株式会社になっておりまして、多機能型事業所うてなについてはNPOでございます。ただ、事務局サイドとしても小規模多機能型居宅介護の事業というのは非常にいいサービスというふうな思いもありまして、もしそういう場合があったときには、継続してもらいたいということで、何とか事務局でも動いてまいりたいと考えます。

(酒井委員長) ケアマネジャー等色々な働きかけは必要かなというふうに思います。ほかにいかがでしょうか。

(佐野委員) 最後の3ページの利用状況で、みなみ地域だけ著しく低いように感じるのですが、やはり地域性とか、そういったものによるものなのでしょうか。

(酒井委員長) 事務局、いかがですか。

(事務局) おっしゃるとおり、みなみ地域は利用率が低い状況となっております。どうしても地域性というものもあると思います。小規模のデイサービス自体も少ないというところもありますので、もしかしたら利用自体が求められていない地域ということも考えられます。

(酒井委員長) よろしいですか。

(佐野委員) はい。

(酒井委員長) それでは、指定の制限、通所介護についての市側の考え方と取り組みについて、ここでは了承していくということによろしいでしょうか。そういうことでお願いいたします。

(酒井委員長) 以上で議題は終わりましたけれども、事務局のほうから何かご報告はありますでしょうか。

(介護保険係長) 日程のご報告でございます。皆様に既に事前案内をお送りさせていただいておりますけれども、介護保険運営協議会の全体会が8月8日、木曜日の午後2時から、場所は商工会館の2階の大会議室で行う予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、次回、こちらの専門委員会の日程でございます。一応、今年はこちらで一定終了となりまして、来年の1月ぐらいを予定しております。急遽、指定の話とかが出ましたら変わりますけれども、一応その予定でございます。また日程、決まり次第、ご連絡させていただきます。以上でございます。

(酒井委員長) わかりました。それでは、これで、令和元年度介護保険運営協議会第1回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会を終了します。今日はありがとうございました。

閉 会 午後3時20分